

経 済 産 業 省

20201030電委第1号
令和3年2月12日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業を営もうとする者の登録について（回答）

令和2年10月30日付け20201008資第34号、令和3年1月15日付け20201209資第7号、令和3年2月5日付け20210115資第24号及び令和3年2月10日付け20210205資第5号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売電気事業を営もうとする者について、その後送付された補正資料を加味し、審査を行ったところ、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録については、登録することに異存ありません。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別添)

(小売電気事業を営もうとする者)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・株式会社未来創造社 | 法人番号 8010001112488 |
| ・つづくみらいエナジー株式会社 | 法人番号 7080001023829 |
| ・株式会社ウィット | 法人番号 3120901017581 |
| ・Drift Japan 合同会社 | 法人番号 6030003015870 |
| ・株式会社中庄商店 | 法人番号 2180001101125 |
| ・株式会社ほくだん | 法人番号 3140001085338 |